

令和5年高島市農業委員会第8回総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月10日（木）
午後1時30分から午後2時43分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12
- 3 出席委員（18人）

会長	6番 中田正敏
副会長	10番 地村満信
	1番 田中孝敏
	2番 青谷喜代一
	3番 橋本久義（議事録署名委員）
	4番 高木敏一（議事録署名委員）
	5番 采野 哲
	7番 前川幸雄
	9番 上原満枝
	11番 中川幸雄
	12番 日置克己
	13番 岸田忠則
	14番 山田善嗣
	15番 浅井嘉己
	16番 古田卓見
	17番 清水 巧
	18番 足立 功
	19番 石津紘子
- 4 欠席委員（1人） 8番 古谷久栄
- 5 遅参した委員（1人） 9番 上原満枝
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	報告第15号 農地の転用事実に関する照会について
第 3	報告第16号 農地買受適格証明書の交付について
第 4	議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 第 5 議案第 76 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 第 6 議案第 77 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 第 7 議案第 78 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
 第 8 議案第 79 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）について
 第 9 議案第 80 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 連絡事項

（1）令和 5 年第 9 回総会について

- ・ 日 時 令和 5 年 9 月 8 日（金） 午後 1 時 30 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 9・10

8 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	参事	藤原 峰樹
	主任	大辻 可奈子
	主事	南村 悠斗

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長心得	水口 善広
	局次長	伊庭 久美
	参事	青谷 和夫
	参事	前河 康史

10 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様こんにちは。皆様におかれましては大変お忙しいところ、またこのように暑い中お集りいただきまして誠に有難うございます。それではただ今から令和 5 年第 8 回高島市農業委員会総会を開会します。本日につきましては 17 名の委員の皆様にご出席を賜っております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、在任委員の過半数以上であり本総会が成立いたしますことをまずご報告いたします。欠席の委員につきましては 8 番古谷委員でございます。また 9 番の上原委員につきましては 30 分から 40 分程遅れるとの連絡が入っております。 本日の案件につきましては報告案件が 2 件、農地法に基づく許可等案件として第 3 条案件が 4 件、第 4 条案件が 1 件、第 5 条案件が 1 件、そして市長部局からの案件といたしまして、高島市農用地利用集積計画案件が 13 件、農用地利用集積等促進計画の案件が 18 件、農業経営改善計画の認定案件が 4 件、以上 43 件につきましてご審議いただくことになっており
-----	--

	ますのでよろしくお願いをいたします。また本日の総会につきましては、事務局からの議案説明につきましてできる限り説明を短縮させていただきます。また各委員の皆様におかれましてはスムーズな議事進行につきましてご協力をお願いいたします。次に議事参与の制限についてお願いをいたします。本日、審議いただきます議事日程第9議案第80号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」につきましては、■番■に退席を求めまして他の案件と切り離して審議、採決をいただくこととなりますのでご理解とご協力をお願いいたします。 また、みなさまのお手元に「令和5年第8回高島市農業委員会総会参考資料」を配付させていただいております。ご確認をお願いいたします。
事務局	続きまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いをいたしたいと思えます。農業委員会憲章とは、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、農業委員会活動に取り組むことを誓うものでございます。総会や全員協議会で唱和しているところでございますけれども、委員が変わりまして1回目ということでございますので唱和をお願いしたいと思っております。唱和につきましては、地村副会長よろしくお願いいたします。
副会長	それではご起立をお願いできますか。総会資料を1枚めくっていただきますと高島市農業委員会憲章というページがございます。こちらを朗読してまいりますので、「高島市農業委員会は」と申し上げましたら、一緒に唱和をお願いしたいと思います。それではまいります。 (唱 和)
副会長	どうもありがとうございました。
事務局	それでは、まず中田会長よりごあいさついただき、ごあいさつの後、総会の議事進行は高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして会長に継続をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。
会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは、本日の議事日程に従いまして会議を進めさせていただきます。日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名をさせていただきます。このことにつきましては7月20日の総会の時にお

	願いを申しあげましたように、今後３年間このような形で、議事録署名委員の指名につきましては私の方から指名をさせていただきますので、このことにつきまして改めてご理解をいただきたいというふうに思っております。それでは本日の総会の議事録署名委員につきましては、３番の橋本久義委員、４番の高木敏一委員、お二方を指名いたします。よろしくお願いいたします。
会長	次に、日程第２報告第１５号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。
事務局	３ページをお開きください。報告第１５号、農地の転用事実に関する照会について。本案件は前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号１について、事務局で現地調査し既に農地でない状況であったことを確認した後、非農地の旨を会長専決規程により回答しましたのでご報告いたします。以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか、それではご意見ないようでございますので、以上で、日程第２「報告第１５号」を終わらせていただきます。
会長	次に、日程第３、報告第１６号「農地買受適格証明書の交付について」を議題といたします。これにつきましても事務局より説明をいたします。
事務局	４ページをお開きください。また、申請位置図等は、報告・議事案件資料集１ページから３ページをご参照ください。報告第１６号、農地買受適格証明書の交付について。本案件は、前回総会以降に農地の競売参加にかかる農地買受適格証明願の提出があり、高島市農業委員会会長専決規程第２条第１項第２号の規定に基づき買受適格証明書を交付したので報告するものです。 参考資料の資料１「競売等の買受適格証明願の取り扱いについて」をご覧ください。民事執行法に基づく農地の競売の入札に参加するには、農業

	委員会が交付する農地買受適格証明書の提出が必要となります。基本的な考え方として競売等の買受適格証明書は法的な根拠はなく、裁判所に対し農業委員会が行うサービス行為となります。法に照らして合理的な理由がなければ、特定の人や法人によって証明書の発行を断ることができないものとなっております。証明書交付の手続きの流れとしましては、2パターンございます。1つ目、入札期間が総会開催日以後とされている場合がございます。申請者より証明願が提出され、総会で審議ののち適格証明書を発行します。その後、落札者より落札決定通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、農地法第3条許可を専決し次回総会で報告するという流れです。2つ目、入札期間が総会開催日前の場合です。申請者より証明願が提出され専決処分により適格証明書を発行します。その後、落札者より落札決定通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、総会で農地法第3条許可を議決するという流れです。今回証明願の提出がありましたのが7月総会後の7月12日、入札の期間は7月11日から7月18日までであったことから、8月総会では入札期間が総会開催日前の場合の対応となり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第2号の規定に基づき買受適格証明書を交付しましたのでご報告いたします。以上でございます。
会長	以上で説明が終わりました。本件につきましてご意見、ご質問ございましたらご発言ください。はい、どうぞ。
中川委員	11番中川です。ちょっと教えてほしいんですが、以前も適格証明ということで案件がでたと思うんですが、裁判所から結果報告があると思うんですが、今回、この証明書の後に先ほど説明いただきました資料1の農地法第3条という申請が結果でされると思うんですが、3条申請の中で今回、後の3条申請の議案の中に入っていないという認識があるんですが、そのへんちょっとお聞かせ願いたいと思います。
事務局	ただ今の件についてお答えをいたします。現在のところまだ落札したという本人からの申し出がない状態でございますので、それで今回の総会の議事にはあがっていないというような状況でございます。
会長	他ございませんか。それではご質問ないようでございますので、以上をもちまして日程第3「報告第16号」を終わらせていただきます。
会長	次に日程第4、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請につ

事務局	いて」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いいたします。 5 ページをお開きください。高島市農委議案第 7 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。6 ページをご覧ください。番号 1。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 3 ページから 8 ページをご参照ください。申請地は、相続した農地を県外に居住しているため自ら耕作することができない譲渡人と、申請地の近くに農機具や施設を所有し耕作面積を増やしたいと考えていた親戚の譲受人が、贈与により田 3 筆を所有権移転するものです。不耕作地となっている 2 筆につきましては農地復元計画書を添付されています。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
高木委員	4 番高木です。今事務局から発言のございました 3 条申請につきまして私もこの件につきまして、不耕地がまだ 2 筆ございますけど、この計画に基づいてやるということを [REDACTED] から聞いておりますし、また地域におられます農業組合長との話し合いも済んでおりますので認可いたしましたので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。
事務局	番号 2。申請位置図等は報告・議事案件資料集 8 ページから 1 0 ページをご参照ください。申請地は、相続した農地で耕作することが難しく売却したい譲渡人と、隣接する畑を所有しており農業の規模拡大を行いたい譲受人の間で話がまとまり売買により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	1 0 番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。譲受人と面談しまして畑として耕作に意欲を持っておられると感じました。現地確認を、問題ないと判断をしました。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号 3。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 0 ページから 1 2 ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住しており耕作することが難しく農地を売却したい譲渡人と、以前より申請地の土づくり等を管理してきた譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するもので

	す。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
日置委員	12番日置でございます。今事務局から説明のあったとおりでございます。よろしくお願いします。
事務局	番号4。申請位置図等は報告・議事案件資料集13ページから15ページをご参照ください。申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、農地を一体的に利用できることから以前から譲受けを希望していたところ、このたび相続登記が完了した譲渡人と話がまとまり売買により所有権を移転するものです。現在、不耕作地であることから農地復元計画書を添付されています。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	14番山田です。申請内容につきましては、今事務局から説明のあったとおりでございます。ちょうど譲受人の隣接地ということで効率的に使いたいということです。現地確認も行いましたが特に問題ないものというふうに思います。よろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」所有権の移転、番号1から番号4の案件について審議を行います。本件につきましてご意見、ご質問ございませんか。 はい、中川委員どうぞ。
中川委員	11番中川です。以前からちょっと思っていたんですが、全体を通じてですが、3条案件について特にですね、譲受人の住所がないんでなかなか判断がしにくい。自分の知っているところだと大体わかるんですが、他のマキノとかいうと、全く譲受人がどういう地域から受けるのかということがわからないので、許可相当かどうか判断しにくい。できれば住所を言うていただくと判断がしやすいかなというふうに思うんですが、いかがですか。
事務局	今のご質問に対しましてお答えをさせていただきます。議案書には住所まで記載はございません。そのへんも含めまして、事務局の方でも検討さ

会長	せていただきましたところで、またご回答させていただけたらと思います。よろしくお願いします。 他、ご意見ございませんか。私の方からちょっと言うのはどうかなというふうに考えているんで申し訳ないんですけども、先ほど中川委員からご提案ございました内容につきましてはごもっともな意味もございます。ただ農地の所有権移転につきまして、耕作者の耕作距離というのが過去はございました。確か20キロぐらいだったかと記憶しているんですけども、今から約10年ぐらい前に耕作距離というのがなくなりました。そうした関係で、この中で住所、新たに所有者になる方の住所記載というふうな様式が整ってございますので、これを変えていこうということになりますと、全ての部分で色々でてくる部分がございますので、事務局これから判断をしていきますのが、たぶん県の農業会議等々と相談をした中でやっていくのかなというふうに思うんですけども、県の案件につきましては、譲渡人、譲受人または農地の表示、この3点揃った中で住所等も含めて表示をされる様式になってございます。3条申請の申請用紙につきましては、当然住所記載をするようになってございました。事務局の方につきましては十分そのへんは掌握した中でやっているというふうな判断しているんですけども、農業委員会の様式を変えていこうと思いますと、右から左にそうしようかというのはちょっと難しい部分もございますので、今、事務局の方からこれから考えさせていただくという話でございましたけれども、できますれば口頭で市内か市外かぐらいを申し上げるというふうなところでお願いできたら。 逆に中川委員のご意見のとおりでございますと、本当にこの人が実際耕作をするのかどうかと、案件が、心配をされるというふうなことで。ご質問の内容、ご提案の内容、私も承知するわけでございますけれども、ちょっと様式を変えていこうということになりますと、そうそうにはできないかなというふうに思いますので、この場でそのようなことでご了解いただけましたら、事務局の説明のところで、居住所を口頭で、申し訳ございませんけれどもご報告をさせていただくということで、できますればご了解いただけんかなと思います、よろしゅうございますか。他の委員の皆様方、それでよろしゅうございますか。はい、日置委員どうぞ。
日置委員	3条の件で全体的に、前からちょっと思っていたことあるんですけども、今回私も番号3の[REDACTED]の件ですけどね、事務局の説明のとおりと答えておったんですけどね、実際の話、説明の中に、農機具の保有状況い

	っぱいとか十分ありますとか。この問題だけと違ってね、ほとんどない人が買っておられるというのもあるんですけれども。今回下限面積がなくなって今後こういう案件はどんどん増えると思うんですよ。実際の話、ほとんど持ってはらへん人がほとんどやと思うんですよね、この[REDACTED]の件もそうなんですけれども、借りるとか言われていましたけれども。実際その判断をどういうふうにしていかはるか、農業委員会としても決めてもらわんと。どこでもどんどん買われて、ますます荒れていく可能性もあるし、そこらいつぱん考えてもらえたらなと思ってます。以上です。
会長	事務局。総括的な考えを。
事務局	お答えをいたします。日置委員がご担当いただいております案件につきましては、確かにたくさんの農機具等の保有をいただいているケースがございますけれども、先ほどおっしゃっていただきましたように、この4月から下限面積が廃止となりまして、ごく小規模なお家に隣接しているような家庭菜園レベルの農地を取得されているケースは、かなり今年度の4月以降増えているかと思えます。その際の判断といたしまして100平米とかそんなに大きい規模でない農業につきましては、手作業でも十分可能であるようなケースもございますので、必ずしもそういった大規模な農機具を持っていらっしゃらなくても、そうした小規模な畑であれば農業経営が可能であるというふうに判断もさせていただいているところでございまして、なかなか大規模な農家の方に、そうした狭小な畑等を耕作いただくのは難しいということでございますので、今回下限面積が廃止になって、そうした小規模な畑については、そういった意欲のある新規参入の方に積極的に耕作をしていただくという意味からも、そういう視点から判断をさせていただいて許可相当であると判断をさせていただいているというような現状でございます。
会長	この案件についても、県の方の、農業会議の中でも三年三作の義務化がなくなったのと、それから下限面積がなくなったというようなことで、滋賀県の各市町の農業委員会でも、こういうようなところに懸念材料があるというふうなことになっています。ただ、今はっきりと出ておりますのは、担い手さんが集約をしていく、集積をしていくというふうな中で、その妨げにならないようなことが重要であるというのが、ひとつ柱がたってございます。その他につきましても各市町の農業委員会の方から質問等が出ております。これにつきましては、農業会議を中心として滋賀県の耕地課と

	そのへんのところを協議しながら、この下限面積の廃止とそれから三年三作のそれに伴う廃止を含めた中で、ある一定の基準といいますか、そういうようなものを作っていこうというようなことで、今、動いているように聞いておりますので、たぶん高島市農業委員会につきましてもそれと合わせた中で、今ご質問いただいたような内容の解決、全てが解決するわけではないと思いますけれども、このような方向で、ある一定の水準づくりをしていくというふうな方向になっていくというふうに、私自身は理解しておりますので、ご懸念の部分は十分私共も認識をしているというところで、このことについてまた固まった時点でお諮りをさせていただくということになろうかなというふうに思っておりますので、この点についてもお含みいただきたいと思います。これは答えではございませんので、こういう話があるという情報をお伝えをするという内容でございますのでご理解いただきたいと思います。ただ農機具がすべてないと許可できないということには法的にはならないということもご理解をいただきたいなというふうに考えております。この点につきましてもご判断をよろしくお願いしたいと思います。
会長	他にご意見ございませんか。それではご意見がないようでございますので、これより議案第 7 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」採決を行います。最初に所有権の移転、番号 1 の案件について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 2 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 3 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 4 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

	全員挙手。
会長	よって、議案第 7 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」のあった所有権の移転、番号 1 から番号 4 の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第 5、議案第 7 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	7 ページをお開きください。高島市農委議案第 7 6 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。8 ページをご覧ください。番号 1。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 1 5 ページから 1 7 ページをご参照ください。本件は、長屋住宅 1 棟 4 戸を建設するため、田 1 筆を農地転用するものです。農地区分は、5 0 0 メートル以内に医療機関が 2 か所あることから第 3 種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、場内で集めて西側の水路へ放流します。また東側および南側には L 型擁壁を設置し被害防除に努めます。万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。農地法第 4 条第 2 項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
日置委員	1 2 番日置でございます。ただ今事務局の説明されたとおりでございます。最近このあたりも長屋住宅とか宅地開発にどんどん進んできて、その一環だと思っております。農業をやっていくにはちょっと無理なところもあるので、しかたないかなあと 생각합니다。以上です。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第 7 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)

会長	それではご質問ないようですので、これより議案第76号「農地法第4条の規定による許可申請について」採決を行います。番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第76号「農地法第4条の規定による許可申請」について、番号1の案件は申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第6議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	9ページをお開きください。高島市農委議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請について」10ページをご覧ください。1所有権の移転、番号1。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の18ページから21ページをご参照ください。本件は、市内で土木建築業等を営んでいる譲受人が、建設リサイクル用材の保管場所が不足しており資材置場を拡張するため、田2筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、団地規模が10ヘクタール以上の農地であることから第1種農地と判断されますが、転用目的が既存施設の拡張であること、拡張する面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことから、例外許可の基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除については、雨水排水については西側にある普通河川へ放流します。また南側の隣接農地側はL型擁壁を設置し、造成地高さを擁壁天より15センチメートル下げて造成することにより、隣接農地への流水を防ぎます。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。隣接農地所有者の承諾書も添付されています。また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。工期は今年9月初旬から来年5月下旬の予定です。以上でございます。
地村委員	10番地村です。面積が3,017平方メートルの農地転用の案件ですので、県の方の委員会にあがってまいります。そこで、先月の7月20日に地区委員会を開き、農業委員と最適化推進委員全員が出席して、譲受人

	と設計の業者から説明を受けました。譲受人は幅広く大規模に経営されていて、今回工場の傍なんです、写真を見ていただきますと20ページ、21ページなんです写真の上ですね、東側にあります工場の、いわゆる傍ですね手前なんです、この農地を購入しまして写真の手前の方、西側の農地ですね、資材置場にすることです。設計図の説明がありまして、隣接する農地には迷惑をかけないということを誓約されています。色々と質問もさせてもらいまして、地区委員会として回答も十分もらいましたので、地区委員会として問題ないと判断をいたしました。よろしくご審議をお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請」について、所有権の移転、番号1について審議を行います。本件につきましてご意見、ご質問がございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	初めて農業委員になられた方は、読んでいただいてご理解いただいていると思いますけれども、農振地域の中にありましても、現有施設敷地の2分の1以内であれば、その面積は拡大できると、地目変更ができるというふうな規定がございますので、このへんちょっと事務局、もうちょっと詳しく説明してください。
事務局	今回のこの案件でございますけれども、工場といいますか、地図でいきますと、わかりにくいかもしれませんが資料集の18ページの下の航空写真を見ていただきますと、その法人の会社の敷地というのが一体的に今現在使用されているという状況であります。その中で今回赤で囲いました2筆の農地を転用しまして資材置場としたいということでありまして現施設というのが、今使っておられる部分になります、かなりの大きい面積となります。その面積に対しまして、そこが既存面積といわれるものでございまして、そこに対して今回2分の1以内の面積の拡張ということでございまして、そこになりますと、この場合でいきますと拡がりがありまして10ヘクタール以上の拡がりがある基本1種農地といわれる転用ができない場所になります。しかしその現有施設の2分の1以内の拡張であれば例外的に許可できるという案件でございまして、今回その要件を満たすということで申請がございました。以上でございます。

会長	基本的に申し上げますと、第１種農地でありまして既存面積が仮に１０，０００平米あれば、細かくいうと４，０００平米とか５，０００平米までであれば農地転用することが可能だという規定、法律があるというふうにご理解いただきたいと思います。今後も高島の中には工場等をお持ちになっておられるところがありまして、その隣接が農振地域になっている部分がございます。まず農振除外という手続きを踏んでいただく中で、その場合には２分の１以内であれば許可相当とするのが農業委員会の判断になるよということでございます。この既存の面積の捉え方につきましても、角でひっかかっている程度というようなところもあって、本当に面でひっかかっているところだけの既存の面積ではなしに、そこにある一体的なものについて、道を挟んでいても既存面積として加算をするというのが滋賀県全体の既存面積の捉え方ということになってございますので、このへんにつきましても、それですから許可をするとかしないと、冒頭ごあいさつでも申し上げたように、それぞれ確認に行っていた時に、皆様方がご判断いただくのではなしに、そういうふうな状況であったということについて確認をいただいて、それをこの総会の中でご判断をいただいて可否を決めるというふうなことになるってございますので、「これ農振やし、そんなんあかんわ」というだけではなしに、原則農振はあかんのですけども、そういった捉え方がある。たとえば２００平米以内であれば農舎であれば許可ができるというふうなこともございますので、このへんも含めた中で追々そういうふうなことに付きましても事務局の方からご案内をしていく部分もあろうかと思っておりますので、その点についてご理解をいただきたいなと。ただ「大丈夫です」という話をさせていただきますと、大丈夫でないことになるかもしれませんので、くれぐれも申し上げますけれども、委員さんおひとりで行かれて「わかりました。こんで結構です」とか「許可します」というふうな言葉を言っていただきますと、受ける方については、農業委員会が受けると言った、返事をしたということにつながりますので、これは一人が言うたことやさかいに私ら知りませんよと、後の１８人が言うわけにもいきませんので、くれぐれもその点についてはご理解をいただいて、「確認をさせていただきます」「総会の中で私が説明します」という程度でおさえていただきたいなということで、ちょっと議案から外れまして、みなさん十分ご承知の部分もあって恐縮ですけど、そういうことについてご理解をいただきたいなと思ひまして、挟まさせていただきましたんで、よろしく願いいたします。他ございませんか？ それではご意見ないようでございますので、これより、議案第７７号「農
----	---

	地法第5条の規定による許可申請について」採決を行います。所有権移転、番号1の案件について申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請」のあった、所有権の移転、番号1については申請のとおり許可することに決定いたしました。
会長	それでは、次の日程の議案説明のため、農業政策課の職員が入室してまいります。整いますまでしばらくお待ちください。
会長	日程第7、議案第78号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。
農業政策課	農業政策課、南村と申します。私より農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。まずは制度につきましてご説明させていただきます。農用地利用集積計画は、貸し手・借り手の申し出による権利の設定で、市町で農用地利用集積計画を作成し、毎月の総会で旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の審議を求めるものであります。 では、農用地利用集積計画の内容について説明させていただきます。 高島市農用地利用集積計画、令和5年8月18日、滋賀県高島市。 続いて、農用地利用集積計画表は13ページでございます。なお、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。 1. 利用権設定について、利用権設定農用地は11筆、利用権設定面積は8,494平米でございます。内訳としまして新規1筆、面積は461平米、継続10筆 面積8,033平米です。利用権設定者は4名、農用地利用申出者は4名でございます。その他、利用権設定各筆明細は14ページから15ページのとおりでございます。 続きまして所有権移転について、所有権移転農用地は2筆、所有権移転面積は3,716平米、所有権譲渡者、売り手は1名、所有権譲受者、買い手は1名、その他、所有権移転各筆明細は16ページのとおりでございます。農用地利用申出者及び所有権移転譲受者5名はすべての農地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満

	たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより議案第 7 8 号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議を行います。それでは 1 4 ページから 1 5 ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号 1 から番号 1 1 の案件について審議を行います。本件につきましてご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようですので、これより利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号 1 から番号 1 1 の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手多数。
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号 1 から番号 1 1 の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
会長	次に 1 6 ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 から番号 2 の案件について、審議を行います。本件についてご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようですので、これより所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 から番号 2 の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手多数。
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 から番号 2 の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に 日程第 8、議案第 7 9 号「農用地利用集積等促進計画の作成につ

農業政策課	いて」を議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。 農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。こちらについても、まずは制度の概要につきましてご説明させていただきます。 農用地利用集積等促進計画は、令和5年4月に農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により新たにつくられた制度で、地域計画の達成に向けて中間管理機構を通じた農地等の賃貸借の権利設定を行うものです。農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、滋賀県知事が認可のうえ公告することで、権利が設定されることとなっております。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、「市町村等は、前2項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とありますことから、意見を求めるものであります。 では、農用地利用集積等促進計画の内容について説明させていただきます。農用地利用集積等促進計画、令和5年9月29日、滋賀県。農用地利用集積等促進計画は19ページのとおりでございます。こちらについても、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。農用地利用集積等促進計画について、権利設定農用地は18筆、権利設定面積は34,437平米、農地中間管理機構に権利の設定をする者、貸し手は8名、権利の設定を受ける者、借り手は2名、その他、農用地利用集積等促進計画は20ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第79号「農用地利用集積等促進計画の作成について」審議を行います。それでは20ページ、農用地利用集積等促進計画、番号1から番号18の案件について審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようですので、これより農用地利用集積等促進計画、番号1から番号18の案件について採決します。本件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	よって、農用地利用集積等促進計画、番号１から番号１８の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第９、議案第８０号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。農業政策課から説明をいたします。
農業政策課	農業政策課、大辻と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについてご説明申し上げます。まず冒頭に、すでにご承知の方ばかりとは存じますが、認定農業者制度の概要についてご説明申し上げます。認定農業者制度は、育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の目標に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとするものを市町村等が認定し、農用地の利用集積その他の経営基盤の強化を促進する措置を講ずる制度とされております。各市町村で農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想というものを策定しておりまして、高島市でも他産業従事者なみの生涯所得に相当する安定的な経営を目指すものとしております。認定を受けようとする農業者は、現状から５年後の目標とその目標を達成するための取組の内容を農業経営改善計画に記載され、最終的に市がその計画を認定するものとなっております。なお認定にあたりましては、農業委員会をはじめ、農業再生協議会、高島農業農村振興事務所農産普及課、ＪＡなど関係機関にもご意見を求めることとしています。農業委員のみなさまにおかれましても、地域の意欲ある担い手の育成・確保や農業経営基盤の強化の見地からご意見をいただきますようお願い申し上げます。それでは、今回申請がありました件についてのご説明に移らせていただきます。２１ページをご覧ください。今回申請がありましたのは、新旭地域で継続１件、新規が１件、とマキノ地域と朽木地域で継続がそれぞれ１件ずつ合計４件となっております。それぞれの申請につきまして概要をご説明させていただきます。 ２２ページをご覧ください。番号１■■■■■■■■■■の農業経営改善計画の概要でございます。５年前の経営面積は２０５６．６アールあり、これを２５３０アールまで拡大する計画を立てられておりました。現状は１３７９．１アールと減少とはなってしまいましたが、ご子息が戦力として加わられるということもあり、経営面積を１６９０．４アールまで拡大しながら経営の安定を目指されております。補足になるんですけれども、概要書の３段目に「目標とする営農類型」という欄がございますが、水稻、麦・大豆、露地野菜、果樹類など複数部門の生産をされておられます、例えば水稻

会長	が総販売金額の８０％以上を占めるというような場合は、水田作の単一経営という位置づけとなります。反対に、販売金額が８０％以上を占める部門がない場合は複合経営となりますことを申し添えます。 今後は、ご子息とともにコスト管理を徹底され、飼料用米の作付けや、野菜、果樹類の品種の拡大などに取り組みながら契約栽培を増進し、収益の向上を図る計画を立てられております。 続きまして、２３ページをご覧ください。番号２の■■■■の農業経営改善計画の概要です。５年前の経営面積は６４０アールであり、これを８００アールまで拡大するという計画を立てられておりました。現状は６９０アールにとどまりましたが、今後も農地の交換等により団地化をすすめる作業効率を上げつつ、経営面積を８００アールまで拡大し、飼料用米の作付けを増やすなど工夫しながらコスト管理を徹底し、収益を向上させるという計画を立てられています。 続きまして２４ページをご覧ください。番号３の■■■■の農業経営改善計画の概要です。５年前の経営面積は２３４．１アールであり、これを５３３アールまで拡大する計画を立てられておりました。現状は４０６．４アールにとどまられておりますが、今後は農地の集約をして作業効率の向上を図りながら経営面積を５８０アールまで拡大するとされています。今後は、臨時雇用を導入し労働時間の適正管理に努めつつ、堆肥の利用による有機栽培や生産品のブランド化などに取り組みられ、収益を向上させていくという計画を立てられております。 最後に２５ページをご覧ください。番号４の■■■■の農業経営改善計画の概要です。■■■■は５年前に新規就農者の認定を受けられ、認定農業者の申請は新規となります。現状は１４３０アールを経営されており、５年後には農地の集積・集約を進めながら１８６０アールまで拡大するとされています。地域の中止経営体となっていく意欲も高く、生産方式の効率化に力を入れてコスト管理を徹底していくことで収益を向上させる計画を立てられております。 以上の４件につきましては、農業政策課において慎重に聞き取りをし、内容を審査・指導しておりますこと、また各関係機関から認定に関しまして同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。 以上で説明が終わりました。これより、議案第８０号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議を行います。それでは、まず２４ページ番号３の案件について審議を行います。法第３１条第１項
----	--

	の規定により、■番■■■■の退席を求めます。 (■■■■ 退席)
会長	本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見がないようでございますので、これより、番号3の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、番号3の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。 (■■■■ 入場・着席)
会長	それでは引き続き、22ページから23ページ、および25ページ番号1から番号2、および番号4の案件について審議します。本件についてご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それでは意見ないようですので、これより番号1から番号2および番号4の案件について採決を行います。まず、番号1の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	次に、番号４の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。 よって、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号１から番号２、および番号４の案件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
会長	それでは以上で、本日予定しておりました議事日程については、全て終了とさせていただきます。 （午後２時４３分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 3 番 _____

議事録署名委員 4 番 _____